

本市における障害者差別解消法施行に向けた準備状況

1 本市職員に係る事項

(1) 本市の職員向けの「対応要領」の策定（3月末策定予定）

- ・全庁的に統一した対応要領として策定

<対応要領の構成>

- 第1 目的
- 第2 不当な差別的取扱い
 - 1 不当な差別的取扱いの禁止
 - 2 不当な差別的取扱いの基本的な考え方
 - 3 正当な理由の判断の視点
 - 4 不当な差別的取扱いの具体例
- 第3 合理的配慮
 - 1 合理的配慮の提供
 - 2 合理的配慮の基本的な考え方
 - 3 過重な負担の基本的な考え方
 - 4 合理的配慮の具体例
- 第4 監督者の責務
- 第5 懲戒処分等
- 第6 相談体制の整備
- 第7 研修・啓発

*本市の対応要領（案）は別添1のとおり

(2) 本市の業務に係る相談窓口の設置（平成28年4月に障害者自立支援課に開設予定）

電話番号：043-245-5157 FAX番号：043-245-5549

Eメールアドレス：shogaisabetsu@city.chiba.lg.jp

2 民間事業者等に係る事項

(1) 事業種別ごとの企業等における「対応指針」を踏まえた対応

(2) 県条例により設置されている「広域専門指導員」との連携による対応

3 協議や情報共有に係る事項

(1) 障害者差別解消支援地域協議会の設置（「千葉市障害者施策推進協議会」の部会）

*本協議会の条例改正の概要は別添2のとおり

(2) 県条例により設置されている紛争処理機関（調整委員会）の活用

4 啓発・広報

(1) 市ホームページに障害者差別解消法の施行に係る情報を掲載

(2) 講演会の開催

(3) 一般向けリーフレットの作成